

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

国民年金とは、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の全ての方が加入する公的年金制度です。

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなったりした場合には、障害基礎年金や遺族基礎年金などが支給されなくなるおそれがあります。

次のような場合には、届出が必要ですが、届出を必ず行っていないと、大切な年金の権利を守っていただく。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入している場合や被扶養配偶者である場合を除き、20歳になる前後に播磨町内外に転入して年金手帳を受け取っていない場合は必ず転入した市

区町村に申し出ていただく。

会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金第2号被保険者となります。

第2号被保険者が6歳になる前に退職した場合は、国民年金の第1号被保険者へ変更となります。

被扶養配偶者ではなくなったとき

厚生年金や共済組合に加入している人（第2号被保険者）の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満に限る）は、国民年金第3号被保険者となります。

第3号被保険者が、扶養されなくなった場合（※）には、第3号被保険者ではなくなり、第1号被保険者となります。

※収入が130万円を超えたとき、離婚したとき、第2号被保険者の配偶者が退職したとき、または老齢厚生年金などを受ける権利をもっている配偶者が65歳になって第2号被保険者でなくなったときに手続きが必要です。

保険料免除制度などをご利用ください

令和2年度の国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額1万6千540円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や納付猶予制度、学生納付特例制度があります。申請することにより、保険料の納付が免除や猶予され、保険料の未納を防止できる場合があります。

▼申請 加古川年金事務所または保険年金グループ

必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑（朱肉を使うもの）
- ③資格喪失証明書（資格変更の届出には必要）

9月10日は下水道の日

『マンホール 町をきれいにするどびろ』

（令和2年度の下水道推進標語）

▼問合せ 上下水道グループ ☎079 (435) 2373

9月10日は、下水道の日です



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

家庭から排出された汚水は、下水道をとって汚水処理場できれいな水になって川や海に流れます。

普段は地面の下にあって目立たない下水道ですが、水環境の保全や生活環境の改善を図るために大切な役割を担っています。

下水道の普及推進に、「ご理解とご協力をお願いします。」

下水道に接続しましょう

播磨町の下水道人口普及率（注※）は、97・98%（令和2年4月1日現在）になりました。

下水道法では、接続が可能となった地域の住宅について、

汲み取り便所の場合は「3年以内」、浄化槽の場合は「すみやかに」下水道に接続する義務が課せられています。

まだ下水道に接続していない場合は、下水道の趣旨をご理解いただき、早めの接続工事の実施をお願いします。

※注 下水道人口普及率…下水道を利用できる区域の人口／総人口×100

排水設備工事について

排水設備工事は、播磨町上下水道グループが指定した「指定工事店」が行うことになっていきます。

トイレの水洗化などの排水設備工事は、定められた技術基準に基づいて適切に行わないと、故障や公共下水道に悪影響を及ぼす原因になります。

工事を依頼する際は、必ず「指定工事店」にご相談ください。

指定工事店一覧は、町ホームページで確認できます。

改造資金の助成について

排水設備工事に対し、融資あっせん及び利子補給制度・助成金制度を設けています。詳しくは、上下水道グループにお問い合わせください。

快適な下水道の使用のために

下水道は、家庭からの汚水をそのまま流すことのできる大変便利な施設ですが、ルールを守らなければ排水管や下水道管を詰まらせてしまったり、壊してしまったりします。次のことに注意して大切に使いましょう。

台所では…

残飯、野菜くず、油などを流さないようにしましょう。また、熱湯を流すと排水管故障の原因になりますので、冷ましてから流しましょう。

トイレやお風呂でも… トイレに紙おむつや水に溶けにくいティッシュペーパーなどを流すことは絶対にやめましょう。また、お風呂や

町税の納付は、便利で確実な口座振替（自動払込）をご利用ください

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358



簡単
手続きは簡単

便利
手間なく
役場や金融機関、コンビニなどへお出かけいただく手間が省けて便利

確実
忘れず
納め忘れの心配もなく確実

播磨町では口座振替による納付を推奨しています

- ▶申込方法 預貯金通帳、届け出印、納税通知書を持って、預貯金口座のある金融機関（郵便局）の窓口、または税務グループ窓口で手続きをしてください
- ▶取扱金融機関 みなと銀行、三井住友銀行、但馬銀行、但陽信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫南農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局
- ▶振替開始時期 依頼書を提出した日の属する月の翌々月以降に到来する納期から開始します

【例】	9月	10月	11月
	依頼書提出	事務手続き	振替開始

令和2年度の水道メーターの交換

水道メーターは使用水量を適正に測定するため、計量法で取り替えることが義務付けられています。

播磨町では例年、検定期限を迎えた水道メーターの交換を7月と8月に行っておりますが、新型コロナウイルスの影響により、今年度は9月と10月を予定しており、9月7日から9月29日と、10月5日から10月30日の2期に分けて取り替えま

す。交換対象となる水道メーターをご利用のお客さまにつきましては、播磨町が委託した播磨町上下水道工事業協同組合が事前に案内ビラ配布によりお知らせしてから、無償で水道メーターの取り替えに伺います。ご協力いただきますようお願いいたします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▶問合せ 上下水道グループ ☎079 (435) 0404
播磨町上下水道工事業協同組合 ☎079 (435) 9111

洗面所で髪の毛や石けんなどの固形物を流さないように、排水口にネットを取り付け、たまったゴミはこまめに取り除きましょう。排水管の近くに樹を植えない排水管の近くに樹を植えないと、排水管の小さな隙間から木の根が侵入し、排水管の詰まりや破損の原因となりますのでご注意ください。

猫などのペット用のトイレの砂の中には、トイレに流せる商品が市販されています。条例上の規制はありませんが、大量に流すと、ご自宅内の排水管が詰まることがあります。可燃性のトイレの砂であれば「燃えるごみ」として処理していただくこともできますので、各商品の注意事項に従って、処分いただきますようお願いいたします。